

2020年JAF国内競技車両規則 第2編ラリー車両規定

<新旧対照表>

下線部：変更箇所

2020年規則	2019年規則
<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 車両の定義</p> <p>2.1) FIA公認車両 (R車両) FIAによりグループA、R、N (公認有効期限後8年を経過していない車両を含む) として公認された車両で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。</p> <p>2.2) ~2.3) (略)</p> <p>2.4) ラリーAE車両 (AE車両) (略) ただし、本編第5章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびJAF登録車両規定第2条2による車両は除く。) で、第5章AE車両用改造規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標 (車両番号標) を有し、運行の用に供することができる (自動車検査証の有効期間内) 車両。 (略)</p> <p>2.5) ラリーRF車両 (RF車両) (略)</p> <p>第3条~第4条 (略)</p> <p>第5条 車両の改造 <u>本条5.1) ~5.5) に基づく第3章~第6章の一般改造規定に従った作業。</u> <u>なお、第3章~第6章における当該車両について分解整備 (原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置または連結装置を取外して行う車両の整備または改造であって道路運送車両法施行規則 (昭和26年運輸省令第74号) 第3条で定めるものをいう。) をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。ただし、分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りではない。</u></p> <p>5.1) 修正加工 <u>元の部品を使用することで旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工等が許され</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 一般規定</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 車両の定義</p> <p>2.1) FIA公認車両 (R車両) FIAによりグループA、R、N (公認有効期限後5年を経過していない車両を含む) として公認された車両で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。</p> <p>2.2) ~2.3) (略)</p> <p>2.5) ラリーAE車両 (AE車両) (略) ただし、本編第6章の規定に基づく改造についてはこの限りではない。また、1997年以後のJAF国内競技車両規則に基づき、ロールバーの装着に伴う乗車定員変更のための構造等変更検査手続きを行った車両およびJAF登録車両規定第2条2による車両は除く。) で、第6章AE車両用改造規定に従った道路運送車両法による自動車登録番号標 (車両番号標) を有し、運行の用に供することができる (自動車検査証の有効期間内) 車両。 (略)</p> <p>2.4) ラリーRF車両 (RF車両) (略)</p> <p>第3条~第4条 (略)</p>

る。また、少なくとも原型から外観が著しく変更してはならない。

5. 2) 交換

同一の部品（部材）に交換することでありボルトオンを基本とする。従って、交換に際しての改造や修正加工作業は許されない。

5. 3) 追加

部品類を追加および新たに設置（装着）することであり、取付けに伴う最小限の改造は許される。

5. 4) 変更

同等の機能を有する部品（部材）に変更することであり、取付けに際して支持具（部）に対する最小限の改造が許される。変更には交換および修正加工作業が含まれる。

5. 5) 調整

部品および車体構造に対して改造や修正加工作業を伴わない整備作業。

第6条 車両の整備

車両に対して行うことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用や事故による摩耗や損傷した部品の交換に必要な作業のみであり、使用や事故による摩耗や損傷した部品と全く同一の市販されている部品（当該自動車製造者が補修用として設定している部品を含む）によってのみ交換することができる。

第7条 気筒容積（総排気量）別クラス区分（略）

第8条 燃料（略）

第9条 最低重量（略）

第2章 安全規定

第1条～第5条（略）

第6条 けん引用穴あきブラケット

（略）

また、これらは各車両用として装備されている牽引部分／純正の緊急用・牽引工具も認められる。

第7条（略）

第3章 R/R J車両用改造規定

第1条 許可される変更

（略）

第5条 気筒容積（総排気量）別クラス区分（略）

第6条 燃料（略）

第7条 最低重量（略）

第2章 安全規定

第1条～第5条（略）

第6条 けん引用穴あきブラケット

（略）

第7条（略）

第3章 R/R J車両用改造規定

第1条 許可される変更

（略）

なお、当該車両について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置または連結装置を取り外して行う車両の整備または改造であつて道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第3条で定めるものをいう。）をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。ただし、分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りではない。

（略）

第2条 公認部品等

2.1) R車両については、道路運送車両の保安基準に適合したF I AグループRに有効なオプション変型（VO）、プロダクション変型（VP）または供給変型（VF）として公認されている部品の使用も認められる。

（略）

2.2)（略）

第3条～第5条（略）

第6条 ホイールおよびタイヤ

6.1) ホイール

（略）

①R車両に装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、F I A公認書に記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、公認書に記載されている数値を最大値とすることができる。

－ 総排気量が1,400cc以下の車両：最大直径14インチ、最大幅6インチ

－ 総排気量が1,400ccを超える2,000cc以下の車両：最大直径16インチ、最大幅7インチ

－ 総排気量が2,000ccを超える車両：最大直径17インチ、最大幅7.5インチ

②R J車両に装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、カタログに記載されている数値を最大値とすることができる。

－ 総排気量が1,400cc以下の車両：最大直径14インチ、最大幅6イ

第2条 公認部品等

2.1) R車両のうち、F I AグループAおよびグループRとして公認された車両については、道路運送車両の保安基準に適合したF I AグループAおよびRに有効なオプション変型（VO）、プロダクション変型（VP）または供給変型（VF）として公認されている部品の使用も認められる。

（略）

2.2)（略）

第3条～第5条（略）

第6条 ホイールおよびタイヤ

6.1) ホイール

（略）

①R車両に装着するホイールは、F I A公認書に記載されている数値を最大値とすることができる。（ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。）

②R J車両に装着するホイールは、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅がカタログに記載されている数値を最大値とすることができる。（ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。）

③～⑧ (略)

6. 2) タイヤ

(略)

①公道走行が認められている一般市販タイヤおよびラリー用として認められたF I A公認タイヤ(注1)に限られる。競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない(注1は除く)。

②～⑥ (略)

⑦原則としてスパイクタイヤの使用は認められない。

⑧ (略)

6. 3) (略)

第7条 (略)

第8条 操舵装置

8. 1) (略)

8. 2) ステアリングホイールは、舵取装置の衝撃吸収装置に影響を与えないものであれば、ステアリングホイールハブを含み変更することができる。ただし、クイックリリースタイプは認められない。

第9条 車体

9. 1) ～9. 4) (略)

9. 5) 補強

9. 5. 1) 補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第4-2図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第4-3図のように充填することにより補強することができる。

また、補修を目的とした修正加工は認められる。

9. 5. 2) 車体のサスペンション取り付け部を繋ぐ取り外し可能な(ボルトによる取り付け)補強バーの取り付けは許される。(略)

ンチ

— 総排気量が1,400ccを超え2,000cc以下の車両:最大直径16インチ、最大幅7インチ

— 総排気量が2,000ccを超える車両:最大直径17インチ、最大幅7.5インチ

③～⑧ (略)

6. 2) タイヤ

(略)

①公道走行が認められている一般市販タイヤに限られ、競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない。

②～⑥ (略)

⑦スパイクタイヤの使用は認められない。

⑧ (略)

6. 3) (略)

第7条 (略)

第8条 操舵装置

8. 1) (略)

8. 2) ステアリングホイールは、外径350mm以上のもので、舵取装置の衝撃吸収装置に影響を与えないものであれば、ステアリングホイールハブを含み変更することができる。ただし、クイックリリースタイプは認められない。

第9条 車体

9. 1) ～9. 4) (略)

9. 5) 補強

9. 5. 1) 車体のサスペンション取り付け部を繋ぐ取り外し可能な(ボルトによる取り付け)補強バーの取り付けは許される。(略)

9. 5. 2) サブフレーム等の補強は、当初の形状に沿っていることを条件に許される。

9.5.3)～9.5.4) (略)

第10条～第12条 (略)

第4章 RPN車両用改造規定

第1条～第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

7.1) ホイール

下記条件を満たしたホイールを使用すること。

- ①RPN車両に装着するホイールは、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅がカタログに記載されている数値を最大値とすることができる。(ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。)

②～⑦ (略)

7.2) タイヤ

(略)

- ①公道走行が認められている一般市販タイヤおよびラリー用として認められたFIA公認タイヤ(注1)に限られる。競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない(注1は除く)。

②～⑥ (略)

⑦原則としてスパイクタイヤの使用は認められない。

⑧ (略)

7.3) (略)

第8条 車体

(略)

8.1) (略)

8.2) 車体内部

8.2.1)～8.2.4) (略)

9.5.3)～9.5.4) (略)

第10条～第12条 (略)

第4章 RPN車両用改造規定

第1条～第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

7.1) ホイール

下記条件を満たしたホイールの使用が許される。

- ①RPN車両に装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、カタログに記載されている数値を最大値とすることができる。

－ 総排気量が1,400cc以下の車両:最大直径14インチ、最大幅6インチ

－ 総排気量が1,400ccを超え2,000cc以下の車両:最大直径16インチ、最大幅7インチ

－ 総排気量が2,000ccを超える車両:最大直径17インチ、最大幅7.5インチ

②～⑦ (略)

7.2) タイヤ

(略)

- ①公道走行が認められている一般市販タイヤに限られ、競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない。

②～⑥ (略)

⑦スパイクタイヤの使用は認められない。

⑧ (略)

7.3) (略)

第8条 車体

(略)

8.1) (略)

8.2) 車体内部

8.2.1)～8.2.4) (略)

8.2.5) ステアリングホイール：下記の条件を満たしたものと交換することができる。

①～⑤ (略)

8.2.6) ～8.2.11) (略)

8.3) 補強

8.3.1) 補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第4-2図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第4-3図のように充填することにより補強することができる。

また、補修を目的とした修正加工は認められる。

8.3.2) 車体のサスペンション取り付け部を繋ぐ取り外し可能な(ボルトによる取り付け)補強バーの取り付けは許される。ただし、その取り付け点はサスペンションの取り付け点から100mm以内であること。また、メーカーラインオフ時に標準装備されているタワーバーについては、取り付け点を変更しなければ他のものに變更できる。

8.3.3) スペアタイヤのサイズを変更したことによって、当初の格納カバーが装着できない場合はそれを取り除くことができる。

8.3.4) マフラーの補強は脱落防止を目的としたものであれば許される。

第9条 (略)

第5章 AE車両用改造規定

第1条 (略)

第2条 電気モーター、エンジン

2.1) (略)

2.2) 電子制御装置

変更は許されるが、変更されたユニットは当初のものと完全に互換性がなければならない。すなわち、いかなる場合であっても当該ユニットを量産ユニットと交換してエンジンおよび電気モーターが正常に稼動しなければならず、入力側のセンサーおよびアクチュエーターはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様と同一であること。

2.3) データーロギング(エンジン制御データー、及び実走行データー記録装置)

データーロギングシステムの使用は認められるが、入力側のセンサーはその機能を含みメーカーラインオフ状態の仕様であること。ただし、水温、油温、油圧、

8.2.5) ステアリングホイール：外径(最大径)350mm以上のもので、下記の条件を満たしたものと交換することができる。

①～⑤ (略)

8.2.6) ～8.2.11) (略)

8.3) 補強

8.3.1) 車体(排気系を含み)、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を補強することができる。ただし、使用される材料が当初の形状に沿い、またそれと接触しており、補強によって標準部品の取付けに影響があつてはならない。

懸架部分(バネ上)の補強は、使用される材質が当初の形状に沿い、それに接触しているならば許される。

8.3.2) タワーバー：メーカーラインオフ時に当初から装着されているタワーバーについては、取付点を変更しなければ他のものに変更することができる。また、サスペンションのアップアマウント取付けボルトのみを使用して取付けられているものであれば、サスペンション形式を問わず取付けおよび変更は許される。マスターシリンダーストップパーの装着が許される。ただし、その取付けに当り内張りを改造する場合は最小限にとどめること。

第9条 (略)

第6章 AE車両用改造規定

第1条 (略)

第2条 電気モーター、エンジン

2.1) (略)

エンジン回転についてはセンサーの追加も認められる。

ケーブルリンクおよびチップカード以外の方法による車両のデータ変更は認められない。

2.4) 潤滑油系統

オイルクーラーの変更、及び取付けも認められる。ただし、新たに取り付ける場合は配管は第2章第1条に従った配管とすること。

第3条～第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

7.1) ホイール

(略)

①AE車両に装着するホイールは、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅がカタログに記載されている数値を最大値とすることができる。(ただし、上記以外の最大値を選手権統一規則または特別規則書等により規定することができる。)

②～⑦ (略)

7.2) タイヤ

(略)

①公道走行が認められている一般市販タイヤおよびラリー用として認められたFIA公認タイヤ(注1)に限られる。競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない(注1は除く)。

②～⑥ (略)

⑦原則としてスパイクタイヤの使用は認められない

⑧ (略)

7.3) (略)

第8条 車体

(略)

8.1) (略)

第3条～第6条 (略)

第7条 タイヤおよびホイール

7.1) ホイール

(略)

①AE車両に装着するホイールは、車両の総排気量に従って定められる下記の最大直径および最大幅を超えていないこと。ただし、同一車両型式のカタログに記載されているホイールの直径および幅が下記の数値を超えている場合は、カタログに記載されている数値を最大値とすることができる。

－ 総排気量が1,400cc以下の車両:最大直径14インチ、最大幅6インチ

－ 総排気量が1,400ccを超え2,000cc以下の車両:最大直径16インチ、最大幅7インチ

－ 総排気量が2,000ccを超える車両:最大直径17インチ、最大幅7.5インチ

②～⑦ (略)

7.2) タイヤ

(略)

①公道走行が認められている一般市販タイヤに限られ、競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない。

②～⑥ (略)

⑦スパイクタイヤの使用は認められない。

⑧ (略)

7.3) (略)

第8条 車体

(略)

8.1) (略)

8. 2) 車体内部
 8. 2. 1) ~8. 2. 4) (略)
 8. 2. 5) ステアリングホイール：下記の条件を満たしたものと交換することができる。
 ①~⑤ (略)
 8. 2. 6) ~8. 2. 11) (略)
 8. 3) 補強
 8. 3. 1) 補強は、使用される材料が当初の形状に沿いそれと接触していれば修正加工を含み許される。複合材料による補強は第4-2図のように片面にのみ許される。また、車体、ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部を第4-3図のように充填することにより補強することができる。
また、補修を目的とした修正加工は認められる。
 8. 3. 2) 車体のサスペンション取り付け部を繋ぐ取り外し可能な（ボルトによる取り付け）補強バーの取り付けは許される。ただし、その取り付け点はサスペンションの取り付け点から100mm以内であること。また、メーカーラインオフ時に標準装着されているタワーバーについては、取り付け点を変更しなければ他のものに変更できる。
 8. 3. 3) スペアタイヤのサイズを変更したことによって、当初の格納カバーが装着できない場合はそれを取り除くことができる。
 8. 3. 4) マフラーの補強は脱落防止を目的としたものであれば許される。

第9条 (略)

第6章 RF車両用改造規定

第1条 改造の制限
 (略)

第2条~第4条 (略)

第5条 ステアリングホイール

8. 2) 車体内部
 8. 2. 1) ~8. 2. 4) (略)
 8. 2. 5) ステアリングホイール：外径（最大径）350mm以上のもので、下記の条件を満たしたものと交換することができる。
 ①~⑤ (略)
 8. 2. 6) ~8. 2. 11) (略)

第9条 (略)

第5章 RF車両用改造規定

第1条 改造の制限
 (略)

なお、当該車両について分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置または連結装置を取り外して行う車両の整備または改造であって道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第3条で定めるものをいう。）をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。ただし、分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りではない。

第2条~第4条 (略)

第5条 ステアリングホイール

<p>下記の条件を満たしたものと交換することができる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 タイヤおよびホイール</p> <p>7.1) (略)</p> <p>7.2) タイヤ (略)</p> <p>①公道走行が認められている一般市販タイヤおよびラリー用として認められたF I A公認タイヤ (注1) に限られる。競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない (注1は除く)。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦原則としてスパイクタイヤの使用は認められない</p> <p>⑧ (略)</p> <p>7.3) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>外径 (最大径) 350mm以上のもので、下記の条件を満たしたものと交換することができる。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤<u>クイックリリースタイプでないこと。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 タイヤおよびホイール</p> <p>7.1) (略)</p> <p>7.2) タイヤ (略)</p> <p>①公道走行が認められている国内で販売されている一般市販タイヤに限られ、競技専用タイヤの使用はいかなる場合でも認められない。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦スパイクタイヤの使用は認められない。</p> <p>⑧タイヤ内部に空気以外のものを充填することは禁止される。</p> <p>7.3) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---